

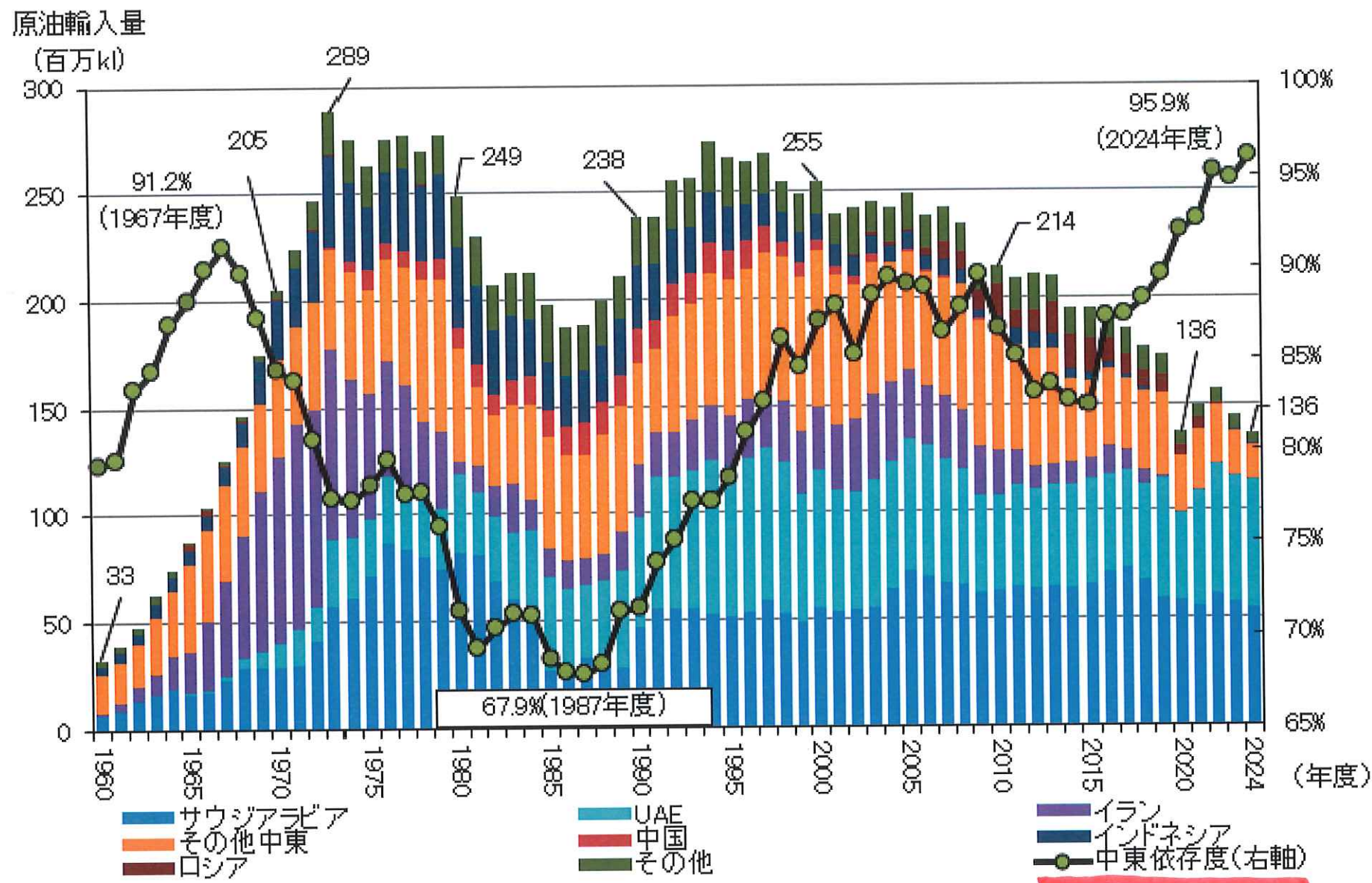
経済安保推進法（基幹インフラ制度）・サイバー対処能力強化法の比較

- 経済安保推進法とサイバー対処能力強化法は、基幹インフラ事業者に対して、目的に応じた措置を規定。
- 経済安保推進法における基幹インフラ制度は、基幹インフラ事業者による重要な設備(特定重要設備)の導入や維持管理等の委託に際し、当該設備が我が国の外部からの妨害行為に使われるおそれが大きくないか、供給者・委託先等の詳細を確認し、事前審査を実施。そのおそれ大きい場合には、基幹インフラ事業者に対する勧告・命令が可能。
- 他方、サイバー対処能力強化法では、事前審査は行わず、サイバー攻撃の被害防止の観点から、特定重要電子計算機を導入したときの事後届出(製造者名等)や、サイバー攻撃の発生を認知した際のインシデント報告を求めている。加えて、脆弱性に起因する特定重要電子計算機に対するサイバー攻撃被害防止のために必要と認めるときは、電子計算機等供給者に対する要請が可能。

	経済安保推進法	サイバー対処能力強化法
目的	特定重要設備が特定妨害行為(*)の手段として使用されるおそれの防止を通じた基幹インフラ役務の安定的な提供の確保 ※特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為	重要電子計算機に対するサイバー攻撃の被害の防止を通じたサイバーセキュリティの確保
対象者	基幹インフラ事業者	基幹インフラ事業者
対象設備	特定重要設備	特定重要電子計算機(*) ※そのサイバーセキュリティが害された場合に、特定重要設備の機能が停止し、又は低下するおそれがある一定の電子計算機
制度内容	特定重要設備の導入・重要維持管理等の委託に係る事前審査 ※供給者等が我が国の外部主体の強い影響を受けているか等を考慮	特定重要電子計算機に係る事後的な資産情報の届出・インシデント報告
勧告・要請等の対応	特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認める場合には、基幹インフラ事業者に対して勧告・命令を行うことが可能。	脆弱性に起因する特定重要電子計算機に対するサイバー攻撃被害防止のために必要と認めるときは、電子計算機等供給者に対する要請が可能。

原油輸入量の推移

資源エネルギー庁資源開発課作成



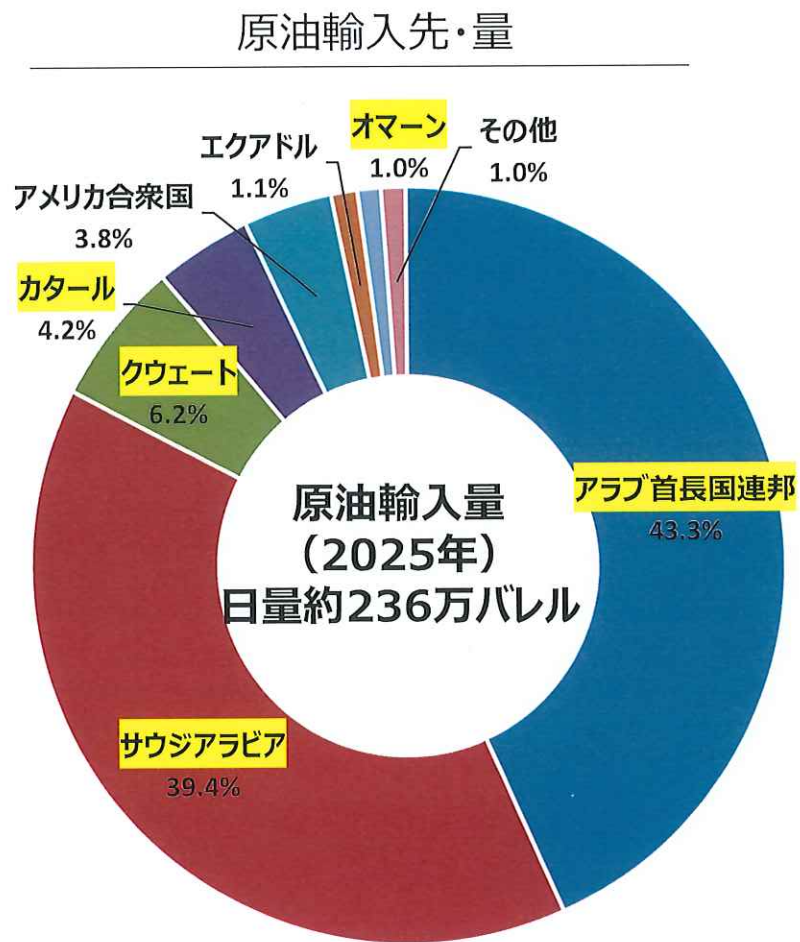
出典：経済産業省「資源・エネルギー統計」

令和8年5月14日 衆議院内閣委員会・経済産業委員会・連合審査会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

日本の原油の輸入先

資源エネルギー庁資源開発課作成

- 化石燃料のほぼ全量を海外から輸入。原油は中東依存度が9割超。



中東依存度 : 94.0%
ホルムズ依存度 : 93.0%